

平成29年度保険料率の改定に関する資料

(1) 基礎分及び後期高齢者支援金分保険料の算定について

23区統一保険料方式では、一般被保険者にかかる保険者負担分医療費及び後期高齢者支援金(病床転換支援金を含む)の1/2、特定健診・特定保健指導にかかる費用の1/3を保険料として賦課することとしている。

高額療養費等の保険料賦課総額への算入については、高額療養費等の賦課額の75/100を算入する。賦課総額の内訳が所得割分58%・均等割分42%の賦課割合となるよう保険料率を設定している。

- ◎保険者負担分医療費・・・一般被保険者の保険者負担分医療費(一部高額療養費を含む)から前期高齢者交付金(精算分を含む)を除いたもの。
- ◎後期高齢者支援金(病床転換支援金を含む)
 - ・国の基本単価に一般被保険者数を乗じたもの。
- ◎特定健診・特定保健指導にかかる費用
 - ・国の基本単価から計算される保険者負担額。
- ◎賦課割合・・・・・・・・・・基準政令では50:50となっているが、特別区の賦課割合基準では58:42としている。



・基礎分、後期高齢者支援金分保険料に係る基礎数値

	特 別 区			豊 島 区		
	平成29年度	平成28年度	差引増減	平成29年度	平成28年度	差引増減
一般被保険者数	2,305千人	2,360千人	△ 55千人	85,686人	87,047人	△ 1,361人
需要額 (後期高齢者支援金分等含む)	547,380,279千円	526,174,222千円	21,206,057千円	20,470,205千円	19,962,462千円	507,743千円
賦課率	50%	50%	0%	50%	50%	0%
賦課割合	所得割 均等割 58 : 42	所得割 均等割 58 : 42		所得割 均等割 58 : 42	所得割 均等割 58 : 42	
賦課総額	273,008,920千円	262,406,540千円	10,602,380千円	10,213,875千円	9,959,652千円	254,223千円
所得割料率	9.43%	8.88%	0.55%	9.43%	8.88%	0.55%
均等割額	49,500円	46,200円	3,300円	49,500円	46,200円	3,300円
賦課限度額	730,000円	730,000円	0円	730,000円	730,000円	0円
一人当たり保険料 ※	118,441円	111,189円	7,252円	119,201円	114,417円	4,784円

※ 一人当たり保険料=賦課総額÷一般被保険者数

《基本的な考え方》

← 需要額 →				
※ 1	☆保険者負担分医療費=一般分保険者負担分医療費(※2 高額療養費の一部を含む) -前期高齢者交付金(精算分を含む)+後期高齢者支援金分(病床転換支援金含む)			
保険料=☆賦課総額 <small>(保険者負担分医療費の50%+特定健診費用の賦課総額算入分 ※1 +高額療養費等賦課総額算入分 ※2)</small>			国庫・都支出金(☆保険者医療費負担分医療費の50%)	
所得割分 (58%)	均等割分 (42%)	療養給付費 等負担金 国庫定率分(32%)	国財政調整 交付金 (9%)	都財政調整 交付金 (9%)

※1 特定健診費用の賦課総額算入分…特定健診・特定保健指導にかかる費用(国の基本単価から計算される保険負担分)の1/3

※2 高額療養費等の賦課総額算入分…高額療養費等の賦課額(平成29年度見込費用額の1/2)の75/100

<備考>

- ・ 国保会計では、他の保険者との調整に係る交付金(前期高齢者交付金)なども収入としている。また、高額療養費分や保険料の不足する部分は一般会計からの繰入金で賅っている。
- ・ 平成24年度より、財政運営の都道府県単位化を円滑に進める等の理由により、都道府県調整交付金が給付費等の7%から9%に引き上げられた。これに伴い、国の療養給付費等負担金は給付費等の34%から32%となった。

(2) 介護分保険料の算定について

介護分保険料については、均等割額のみ23区統一方式とし、所得割率については各区独自の算定方式となっている。

介護納付金の50%（賦課総額）を保険料として賦課し、その内訳が、所得割の保険料50%、均等割の保険料50%の割合（賦課割合）となるように設定している。

◎介護納付金・・・介護保険に要する費用のうち、28%分を介護納付金として各保険者が拠出している。
その算定方法は、2号被保険者見込数に1人当たり納付金額を乗じて算出している。

・介護分保険料に係る基礎数値

区 分	平成29年度	平成28年度	差引増減	備 考
2号被保険者数	26,807人	28,439人	△ 1,632人	区予算ベース
介護納付金	1,779,239千円	1,762,684千円	16,555千円	区予算ベース
賦課率	50%	50%	0%	23区共通基準
賦課割合	所得割 : 均等割 50 : 50	所得割 : 均等割 50 : 50	--	
賦課総額	889,619千円	881,342千円	8,277千円	
所得割料率	1.55%	1.55%	0.00%	各区独自
均等割額	15,600円	14,700円	900円	23区共通基準
賦課限度額	160,000円	160,000円	0円	23区共通基準
一人当たり保険料	33,186円	30,991円	2,195円	

《基本的な考え方》

